

九州共立大学大学院学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 九州共立大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

（学是）

第2条 大学院は、建学の精神「自律処行」、すなわち自らの良心に従い事に処し善を行うことを学是とし、この学是に則り、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる人材を育成する。

（自己評価等）

第3条 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の設置目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価を行う項目及び体制については、別に定める。

第2章 課程

（課程）

第4条 大学院の課程は、修士課程とする。

（研究科、専攻）

第5条 大学院に次の研究科、専攻を置く。

スポーツ学研究科 スポーツ学専攻

（研究科の人材養成及び教育研究上の目的等）

第6条 スポーツ学研究科は、高い専門性と実践力を持ち、地域社会ひいては世界のスポーツ振興に貢献できる人材を育成することを目的とする。

（専攻の人材養成及び教育研究上の目的等）

第7条 スポーツ学専攻は、広範なスポーツ学の専門的知識を自身の専門分野に合わせて体系化することができ、自らの探求心を基に構築された理論的な指導法および高い実践力を有する高度専門的職業人を養成することを目的とする。

第3章 入学定員及び収容定員

（入学定員及び収容定員）

第8条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科 名	専攻名	入学定員	収容定員
スポーツ学研究科	スポーツ学専攻	5人	10人

第4章 標準修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(標準修業年限)

第9条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第10条 在学期間は、4年を超えないものとする。

(学年及び学期)

第11条 学年は、原則として、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長が特に必要と認めた場合は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第12条 定期の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 創立記念日（11月5日）

(3) 春期休業日 4月1日から4月10日まで

(4) 夏期休業日 8月1日から9月23日まで

(5) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで

ただし、学長が特に必要と認めた場合は、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

第5章 教員及び運営組織

(教員)

第13条 大学院の教員は、本学の教授、准教授、講師、助教のうち、大学院教員資格審査基準に該当する者をもって充てる。

(研究科長)

第14条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は研究科を統轄する。

3 研究科長の選任については、別に定める。

(研究科委員会)

第15条 研究科に、研究科に関する必要な事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 入学及び転入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第17条 大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認

めたもの

(10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(出願手続)

第18条 大学院に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に別表2に掲げる入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 入学志願者に対して選抜試験を行う。

2 入学志願者は、入学志願書、出身学校長から提出する調査書又はこれに準ずる書類及び入学検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

(入学の許可等)

第20条 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに所定の学生納付金を納め、保証人連署の誓約書を提出しなければならない。

2 保証人は、父母又はこれに代わる者で独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得るものでなければならない。

3 本学が保証人として不適当と認めるときは、その変更をさせることがある。

4 学生が保証人を変更しようとするとき又は保証人が住所氏名を変更したときは、直ちに届け出なければならない。

5 第1項の手続きが終了した者について、学長は入学を許可する。

(転入学)

第21条 次の各号の一に該当する者については、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可する。

(1) 他の大学院を退学した者

(2) 他の大学院を修了した者

(転入学者の単位認定等)

第22条 前条の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第7章 履修方法、課程修了要件及び学位

(授業科目)

第23条 大学院の授業科目を基礎科目、共通科目、専攻科目及び修了研究科目に分け、これを各年次に配当して履修するものとする。

2 授業科目の種類は、必修科目、選択科目とし、科目名称及び単位数は別表1のと

おりとする。

(単位の計算)

第24条 各授業科目の単位の計算は、九州共立大学学則第22条の規定を準用する。

(授業、研究指導及び履修方法)

第25条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

- 2 学生は在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、30単位以上を取得しなければならない。
- 3 学生は、履修する授業科目の選択及び学位論文の作成にあつては、当該学生を担当する研究指導教授（以下「指導教授」という。）の指導を受け、指定の期日までに履修申告をしなければならない。
- 4 学生に学部内の授業科目を履修させるときは、研究科委員会及び当該学部教育運営委員会の意見を聴かななければならない。

(単位の認定)

第26条 各授業科目の単位の認定は、授業科目を履修した学生に対し試験のうえ単位を与えるものとする。ただし実験、実習については学修の成果を評価して単位を与えることとする。

- 2 前項の試験等の成績の評価は「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」とし、「秀」、「優」、「良」、「可」を合格とする。

(他の大学の大学院等の授業科目の履修)

第27条 教育上有益と認められるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の場合、やむを得ない事由により外国の大学の大学院と事前に協議を行うことが困難な場合には当該協議は事後において行うことができる。
- 3 第1項の規定により学生が修得した単位は、10単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に参入することができる。

(他の大学院等における研究指導)

第28条 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議にもとづき、学生が当該他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(修了要件)

第29条 修士課程の修了の要件は、修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関して、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 研究科に1年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、修士論文を提出して、最終試験を受けることができる。

3 最終試験は、論文審査と口答試験とする。

(学位の授与)

第30条 修士の学位は、前条に規定する課程修了の要件を満たした者に対して、研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを授与する。

スポーツ学研究科 修士(スポーツ学)

2 学位の授与については、別に定める。

(教育職員免許状)

第31条 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を有する者で、大学院において専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

2 大学院に係る教育職員免許法の規定による免許状の種類及び当該免許状に係る教科は、次のとおりとする。

研究科・専攻の名称		免許状及び免許教科の種類	
		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
スポーツ学研究科	スポーツ学専攻	保健体育	保健体育

3 前項の所要資格を得るための授業科目の履修及び単位の修得方法については、別に定める。

第8章 休学、復学、退学、再入学、転学、除籍、復籍及び留学

(休学)

第32条 疾病その他やむを得ない理由により3ヶ月以上修学することができないときは、理由を付して保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。ただし、疫病の場合は、医師の診断書を添えて願い出なければならない。

2 学長は、前項の規定により休学願が提出されたときは、研究科委員会の意見を聴

いて、休学を許可することができる。

- 3 疾病等の理由により修学が不相当と認められる学生に対して、学長は研究科委員会の意見を聴いて、休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 5 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 6 休学期間は、修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第33条 前条の規定により休学した者が復学を願い出たときは、学長は研究科委員会の意見を聴いて、復学を許可することができる。

- 2 復学は、休学期間終了後に迎える学期の初めに行う。
- 3 復学する学年は、休学時の学年とする。ただし、半期休学で復学の時期が次年度からとなる場合については、進級した学年とする。

(退学)

第34条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を付して保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けるものとする。

- 2 学長は、前項の規定により退学願が提出されたときは、研究科委員会の意見を聴いて、退学を許可することができる。

(再入学)

第35条 前条の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、学長は研究科委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

- 2 再入学できる者は、再入学について正当な理由を有し、原則として退学した日から2年以内に願い出た者とする。
- 3 再入学は、原則として退学時の所属研究科・専攻、学年及び学期の始めにおいて許可する。ただし、やむを得ない事情により許可できないことがある。

(転学)

第36条 他の大学の大学院へ転学しようとする者は、受験する前に、転学(受験許可)願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により転学(受験許可)願が提出されたときは、研究科委員会の意見を聴いて、転学(受験許可)を許可することができる。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、学長が研究科委員会の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 授業料その他の学生納付金の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (2) 第10条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第32条第5項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 長期にわたる行方不明者
- (5) 第25条第3項に規定する履修申告を正当な理由なく行わない者

2 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

(復籍)

第38条 前条第1項第1号の規定により除籍された者が復籍を願い出たときは、学長は研究科委員会の意見を聴いて、復籍を許可することができる。

2 復籍できる者は、除籍された日から1年以内に願い出た者に限る。

3 復籍は、原則として除籍時の所属研究科・専攻、学年及び学期の始めにおいて許可する。ただし、やむを得ない事情により許可できないことがある。

(留学)

第39条 国内外の大学院及び研究所に留学しようとする者が、留学を願い出たときは、学長は研究科委員会の意見を聴いて、留学を許可することができる。

2 留学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長が1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。

3 留学期間は、第9条に規定する修業年限に算入する。

第9章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、委託生及び研修員

(科目等履修生)

第40条 大学院の学生以外の者で1又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第26条の規定を準用する。

3 科目等履修生として大学院の授業科目の履修を許可される者は、第17条に定める資格を有する者で、当該研究科の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、学長が許可する。

4 科目等履修生の履修期間は、大学院の特定の授業科目の単位修得を目的とする者については、1年以内とする。

5 科目等履修生として大学院の授業科目の履修を許可された者の登録料及び履修料は、別に定める。

(聴講生)

第41条 第17条に該当する者で大学院の特定の授業科目について聴講を希望する

者は、選考のうえ聴講生として学長がこれを許可することがある。

- 2 聴講を許可された者は、第54条に規定する登録料、聴講料を所定の期日までに納入しなければならない。

(特別聴講学生)

第42条 学長は、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院との協議に基づき、その大学の大学院の学生が特別聴講学生として、大学院の授業科目を履修することを認めることができる。この場合において、やむを得ない事由により当該大学の大学院と事前に協議を行うことが困難な場合には、当該協議は事後において行うことができる。

- 2 特別聴講学生の登録料及び聴講料は、科目等履修生に関する規定を準用する。

(研究生)

第43条 大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、研究科の教育研究に支障のない限り、選考のうえ研究生として学長がこれを許可することがある。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学院において修士の学位を得た者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(委託生)

第44条 大学院において特定の授業科目を学修するため公の機関又は団体からの委託生は、学長がこれを許可することがある。

- 2 委託生の授業科目の履修その他については、聴講生に関する規定を準用する。

(研修員)

第45条 学校教育法第1条に規定する学校、外国の学校その他の研究機関がその所属の教員又は職員につき特定の事項を定めて研修を願い出たときは、選考のうえ学長が研修員として研修を許可することがある。

- 2 研修員は、大学院において修士の学位を得た者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研修期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

第10章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第46条 学生の表彰及び懲戒については、九州共立大学学則第38条及び第39条の規定を準用する。ただし、第39条の規定中「教育運営委員会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第11章 図書館

(図書館)

第47条 本学の図書館は、大学院の学生の利用に供する。

第12章 厚生及び保健

(厚生及び保健施設)

第48条 大学院の学生は、本学の厚生施設及び保健施設を利用することができる。

第13章 奨学制度

(奨学生)

第49条 学業及び人格が特に優秀な学生に対しては、理事長の決定により授業料の減免又は学生納付金の一部を給費、貸与することがある。

(貸費生)

第50条 大学院の学生中、品行方正、学力優秀であり修業中学生納付金支弁の途を失った者について、理事長は貸費生として学生納付金を貸費することができる。

第14章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第51条 入学検定料、入学金及び授業料等学生納付金（以下「学納金」という。）は、別表2のとおりとする。

(学納金の納入期限)

第52条 学納金は、期日までに納入しなければならない。

- 2 学納金は、毎年4月、9月の2回に分けて納入するものとする。
- 3 学納金は、欠席又は停学中であってもこれを減免しない。
- 4 研究生及び研修員の納付金は、別表3のとおりとする。
- 5 退学、除籍の者であっても既納の学納金は返還しない。また、未納分があるときは、直ちに納入しなければならない。
- 6 休学を許可された者の学納金のうち授業料及び教育充実費の全額を免除する。ただし、学期の途中で休学を許可された者は、その期の学納金を納入しなければならない。

ない。

7 第39条の規定により留学を許可された者の留学期間中の授業料は、半額を免除する。

8 社会情勢により物価変動のある場合は、入学検定料、入学金及び学納金を変更又は増減することがある。

(登録料、聴講料及び履修料)

第53条 聴講生及び科目等履修生の登録料、聴講料、履修料及び実験実習費は、別表4のとおりとする。

(学納金等の不返還)

第54条 既に納入した入学検定料及び入学金は返還しない。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 教育課程（第23条第2項関係）

スポーツ研究科 スポーツ学専攻（○印は必修科目）

基礎科目（2単位）

○スポーツ学研究概論(2)

共通科目（10単位）

スポーツ科学特論(2)、スポーツ運動・方法学特論(2)、スポーツ心理学特論(2)、スポーツマネジメント特論(2)、スポーツ科学分析特論(2)、スポーツ社会学特論(2)、トレーニング科学特論(2)、地域スポーツマネジメント演習(1)、
専攻科目（10単位）

保健体育科教育法特論(2)、保健体育科教育法現場演習(1)、健康教育学特論(2)、
発達教育心理学特論(2)、武道学特論(2)、コーチング特論(2)、コーチング現場演習(1)、
スポーツ学栄養学特論(2)、ストレングス&コンディショニング演習(1)、健康・長寿特論(2)、
ヘルスプロモーション現場演習(1)、体力科学特論(2)、健康・体力支援演習(1)、
アスレティックトレーニング特論(2)、アスレティックトレーニング現場演習(1)、
スポーツ医学特論(2)、機能解剖学特論(2)、アスレティックリハビリテーション演習(1)

修了研究科目（8単位）

○修了研究Ⅰ(4)、○修了研究Ⅱ(4)

別表2 入学検定料、入学金及び授業料等（第51条関係）

○入学検定料 28,000円

○入学金 176,000円

ただし、本学（卒業生、研究生、研修員を含む。）からの入学者は入学金を全額免除とする。

○授業料その他学納金

	授業料（年額）	教育充実費 （年額）	合計（年額）
スポーツ学研究科	555,000円	164,000円	719,000円

別表3 研究生及び研修員の納付金（第52条関係）

研究生及び研修員の納付金は、選考料、入学金及び授業料とする。

授業料は、原則として4月及び9月の2回に分けて納入するものとする。ただし、申出により月毎に分けて納入することができる。

○研究生及び研修員

区分	選考料	入学金	授業料（年額）	合計
他大学からの入学者	10,000円	88,000円	222,000円	320,000円
本学からの入学者	10,000円	0円	222,000円	232,000円

別表4 登録料、聴講料、履修料及び実験実習費（第53条関係）

(1) 聴講生

○登録料 10,000円

○聴講料 1単位につき 5,000円

○実験実習費 1単位につき 5,000円

ただし、実験実習を伴う場合のみ納付。

(2) 科目等履修生

○登録料 20,000円

○履修料 1単位につき 10,000円

九州共立大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成することを目的とする。

(学是)

第1条の2 本学は、建学の精神「自律処行」、すなわち自らの良心に従い事に処し善を行うことを学是とし、この学是に則り、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる人材を育成する。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の設置目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価を行う項目及び体制については、別に定める。

(学部、学科)

第3条 本学に次の学部、学科を置く。

(1) 経済学部 経済・経営学科

(2) スポーツ学部 スポーツ学科

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(経済学部の人材養成及び教育研究上の目的等)

第3条の3 経済学部及び経済・経営学科は、学是「自律処行」の精神に基づき、少人数制によるキャリア支援教育、総合教養教育、経済学・経営学の専門教育等を通じて、質の高い学士力を有し、多様化し複雑化する現代社会に適応できる、幅広い職業人を養成することを目的とする。

(スポーツ学部の人材養成及び教育研究上の目的等)

第3条の4 スポーツ学部及びスポーツ学科は、学是「自律処行」の精神に基づき、幅広い教養を身につけ、かつ専門性を併せ持ったスポーツ指導者・健康づくり指導

者を養成することを目的とする。

併せて、自己理解の基に、他者との協調性、寛容性、社会性、コミュニケーション能力を育み、リーダーシップの取れる人材養成を目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第4条 本学に設置する学部、学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
経 済 学 部	経 済 ・ 経 営 学 科	400人	1,600人
ス ポ ー ツ 学 部	ス ポ ー ツ 学 科	250人	1,000人

(事務局、教務部、学生支援部及び附属施設)

第5条 本学に、事務局、教務部及び学生支援部を置く。

2 本学に、次の附属施設を置く。

- (1) 九州共立大学附属図書館
- (2) 九州共立大学学術情報センター
- (3) 九州共立大学地域連携推進センター
- (4) 九州共立大学学習支援センター
- (5) 九州共立大学共通教育センター
- (6) 九州共立大学スポーツ・トレーニングセンター

3 事務局、教務部、学生支援部及び附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教職員組織

(教職員)

第6条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技能員及びその他の職員を置く。

(評議会)

第7条 本学に、学長の意思決定を補佐する機関として評議会を置く。

2 評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

2 本学における教授会とは、学部教育運営委員会、大学院研究科委員会、共通教育センター教育運営委員会、全学教育運営委員会、教員人事計画委員会及び入学試験委員会をいう。

3 前項の委員会に関する事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第9条 学年は、原則として、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長が特に必要と認めた場合は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第10条 定期の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 創立記念日（11月5日）

(3) 春期休業日 4月1日から4月10日まで

(4) 夏期休業日 8月1日から9月23日まで

(5) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで

ただし、学長が特に必要と認めた場合は、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

第4章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第11条 修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第12条 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第17条及び第18条の規定により入学した学生は、第20条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年を超えて在学することができない。

第5章 入学

(入学の資格)

第13条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において相当の年齢に達し、前各号に規定された者と同等以上の学力があると認めた者
(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学者の選考)

第15条 入学志願者に対して選抜試験を行う。

- 2 入学志願者は、入学志願書、出身学校長から提出する調査書又はこれに準ずる書類及び入学検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

(入学の許可等)

第16条 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに所定の学生納付金を納め、保証人連署の誓約書を提出しなければならない。

- 2 保証人は、父母又はこれに代わる者で独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得るものでなければならない。
- 3 本学が保証人として不適当と認めたときは、その変更をさせることがある。
- 4 学生が保証人を変更しようとするとき又は保証人が住所氏名を変更したときは、直ちに届け出なければならない。
- 5 第1項の手続きが終了した者について、学長は入学を許可する。

(学士入学)

第17条 次の各号の一に該当する者については、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可する。

- (1) 本学の1学部を卒業し、さらに他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願する者
- (2) 他の大学を卒業し、本学の学部に入學を志願する者

(編入学)

第18条 次の各号の一に該当する者については、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可する。

- (1) 他の大学を退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程で、修業年限が2年及び総授業時間数が1,700時間以上の課程を修了した者又は専門士の称号（見込）のある者

(転部、転科)

第19条 転部、転科を希望する者が、転部、転科を願い出たときは、学長が、転部、転科を希望する学部の教育運営委員会の意見を聴いて、他の学部、学科への転部、転科を許可することができる。

2 転部、転科に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学士入学者、編入学者及び転部、転科者の単位の認定等)

第20条 第17条、第18条又は第19条の規定により、学士入学、編入学又は転部、転科を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第6章 教育課程及び履修方法等及び科目等履修生

(授業科目)

第21条 学部の授業科目を総合共通科目、留学生特別科目、専門教育科目及び自由選択科目に分け、これを各年次に配当して履修するものとする。

2 前項に定めるもののほか、教職に関する専門教育科目を置く。

3 授業科目の種類は、必修科目、選択科目、自由科目とし、科目名称及び単位数は別表（1）から別表（9）のとおりとする。

(単位の計算)

第22条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とし、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、その学習の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

(履修方法)

第23条 授業科目は、教育課程に従い各年次に配当する。学生は、原則として各年次に配当された授業科目を履修するものとする。

- 2 学生は、履修しようとする授業科目を指定の期日までに履修申告書を提出し、学部長の許可を受けなければならない。
- 3 本学の教育課程は、別表1のとおりとする。

(他の学部又は学科の授業科目の履修)

第24条 学生は、学部履修規程の定めるところにより他の学部又は学科の授業科目の履修及びその単位数を修得することができる。

(単位の認定)

第25条 各授業科目の単位の認定は、授業科目を履修した学生に対し試験のうえ単位を与えるものとする。

- 2 前項の試験等の成績の評価は秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 教育上有益と認められるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得し

た単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(科目等履修生)

第29条 本学の学生以外の者で1又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第25条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生として本学の授業科目の履修を許可される者は、第13条に定める資格を有する者で、当該学部の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、学長が許可する。
- 4 科目等履修生の履修期間は、本学の特定の授業科目の単位修得を目的とする者については、1年以内とする。
- 5 科目等履修生として本学の授業科目の履修を許可された者の登録料及び履修料は、別に定める。

(教育職員免許状)

第30条 教育職員免許状を授与されるに必要な資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

- 2 本学において取得し得る免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部・学科の名称 (正規の課程)		免許状の種類(免許教科)	
		中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
経済学部	経済・経営学科	社会	地理歴史・公民・商業
スポーツ学部	スポーツ学科	保健体育	保健体育

- 3 前項に定めるもののほか授業科目及び単位の修得方法については、学長が別に定める。

(社会教育主事資格の資格取得)

第30条の2 社会教育法第9条の4第3号により社会教育主事の資格を得ようとするものについては、社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）第11条に基づき本学が定める社会教育主事に関する科目及び単位数を修得しなければならない。

2 授業科目の履修及び単位修得方法については、別に定める。

第7章 休学、復学、退学、再入学、転学、除籍、復籍及び留学

（休学）

第31条 疾病その他やむを得ない理由により3ヶ月以上修学することができないときは、理由を付して保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。ただし、疫病の場合は、医師の診断書を添えて願い出なければならない。

2 学長は、前項の規定により休学願が提出されたときは、教育運営委員会の意見を聴いて、休学を許可することができる。

3 疾病等の理由により修学が不相当と認められる学生に対して、学長は教育運営委員会の意見を聴いて、休学を命ずることができる。

4 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

5 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

6 休学期間は、修業年限及び在学期間に算入しない。

（復学）

第32条 前条の規定により休学した者が復学を願い出たときは、学長は教育運営委員会の意見を聴いて、復学を許可することができる。

2 復学は、休学期間終了後に迎える学期の初めに行う。

3 復学する学年は、休学時の学年とする。ただし、半期休学で復学の時期が次年度からとなる場合については、進級要件を満たす場合に限り進級した学年とする。

（退学）

第33条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を付して保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けるものとする。

2 学長は、前項の規定により退学願が提出されたときは、教育運営委員会の意見を聴いて、退学を許可することができる。

（再入学）

第33条の2 前条の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、学長は教育運営委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

2 再入学できる者は、再入学について正当な理由を有し、原則として退学した日か

ら4年以内に願い出た者とする。

- 3 再入学は、原則として退学時の所属学部・学科、学年及び学期の始めにおいて許可する。ただし、やむを得ない事情により許可できないことがある。

(転学)

第34条 他の大学へ転学しようとする者は、他大学等を受験する前に、転学（受験許可）願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により転学（受験許可）願が提出されたときは、教育運営委員会の意見を聴いて、転学（受験許可）を許可することができる。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 授業料その他の学生納付金の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (2) 第12条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第31条第5項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 長期にわたる行方不明者
- (5) 第23条第2項に規定する履修申告を正当な理由なく行わない者

- 2 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

(復籍)

第35条の2 前条第1項第1号の規定により除籍された者が復籍を願い出たときは、学長は教育運営委員会の意見を聴いて、復籍を許可することができる。

- 2 復籍できる者は、除籍された日から2年以内に願い出た者に限る。
- 3 復籍は、原則として除籍時の所属学部・学科、学年及び学期の始めにおいて許可する。ただし、やむを得ない事情により許可できないことがある。

(留学)

第35条の3 国内外の大学等に留学しようとする者が、留学を願い出たときは、学長は教育運営委員会の意見を聴いて、留学を許可することができる。

- 2 留学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長が1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。
- 3 留学期間は、第11条に規定する修業年限に算入する。

第8章 卒業及び学位記の授与

(卒業)

第36条 学長は、本学に4年（第17条又は第18条の規定により入学した者については、第20条により定められた在学すべき年数）以上在学し、別表に定める授業科

目の中から経済学部124単位以上、スポーツ学部124単位以上を修得した者に対し、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

2 前項に定める卒業に必要な単位の修得区分は、次のとおりとする。

- (1) 経済学部 総合共通科目 30単位以上
専門教育科目 76単位以上
自由選択科目 18単位以上
(自由選択科目には、自学部で履修した卒業要件単位数を超える科目、及び他学部で履修した科目を含む。)
- (2) スポーツ学部 総合共通科目 30単位以上
専門教育科目 76単位以上
自由選択科目 18単位以上
(自由選択科目には、自学部で履修した卒業要件単位数を超える科目、及び他学部で履修した科目を含む。)

(学位)

第37条 前条の規定により単位を修めた者は、次の区分に従い、学位を授与する。

経済学部 学士(経済学)

スポーツ学部 学士(スポーツ学)

第9章 賞罰

(表彰)

第38条 学生として模範とするにたる者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第39条 次の各号の一に該当する者は、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、懲戒することができる。

- (1) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 厚生及び保健

(学生寮)

第40条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規定は、別に定める。

(厚生及び保健)

第41条 本学に厚生及び保健に関する諸施設を置く。

- 2 教職員、学生の保健のため毎年1回健康診断を行う。
- 3 本学に学校医及び保健師を置き、教職員、学生の保健衛生に関する相談及び治療に当たらせる。

第11章 奨学制度

(奨学生)

第42条 学業及び人格が特に優秀な学生に対しては、理事長の決定により授業料の減免又は学生納付金の一部を給費、貸与することがある。

(貸費生)

第43条 本学の学生中、品行方正、学力優秀であり修業中学生納付金支弁の途を失った者について、理事長は貸費生として学生納付金を貸費することができる。

第12章 聴講生、特別聴講学生、研究生、委託生、研修員及び外国人学生

(聴講生)

第44条 第13条に該当する者で本学の特定の授業科目について聴講を希望する者は、選考のうえ聴講生として学長がこれを許可することがある。

- 2 聴講を許可された者は、第52条に規定する登録料、聴講料を所定の期日までに納入しなければならない。

(特別聴講学生)

第45条 学長は、他の大学又は外国の大学との協議に基づき、その大学の学生が特別聴講学生として、本学の授業科目を履修することを認めることができる。この場合において、やむを得ない事由により当該大学と事前に協議を行うことが困難な場合には、当該協議は事後において行うことができる。

- 2 特別聴講学生の登録料及び聴講料は、科目等履修生に関する規定を準用する。

(研究生)

第46条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない限り、選考のうえ研究生として学長がこれを許可することがある。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(委託生)

第47条 本学において特定の授業科目を学修するため公の機関又は団体からの委託生は、学長がこれを許可することがある。

2 委託生の授業科目の履修その他については、聴講生に関する規定を準用する。
(研修員)

第48条 学校教育法第1条に規定する学校、外国の学校その他の研究機関がその所属の教員又は職員につき特定の事項を定めて研修を願い出たときは、選考のうえ学長が研修員として研修を許可することがある。

2 研修員は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研修期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(外国人学生)

第49条 外国人で入学を志願する者に対しては、特別の選考により学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

第13章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第50条 入学検定料、入学金及び授業料等学生納付金（以下「学納金」という。）

は、別表2のとおりとする。

(学納金の納入期限)

第51条 学納金は、期日までに納入しなければならない。

2 学納金は、毎年4月、9月の2回に分けて納入するものとする。

3 学納金は、欠席又は停学中であってもこれを減免しない。

4 研究生及び研修員の納付金は、別表3のとおりとする。

5 退学、除籍の者であっても既納の学納金は返還しない。また、未納分があるときは、直ちに納入しなければならない。

6 休学を許可された者の学納金のうち授業料及び教育充実費の全額を免除する。ただし、学期の途中で休学を許可された者は、その期の学納金を納入しなければならない。

7 第35条の2の規定により留学を許可された者の留学期間中の授業料は、半額を免除する。

8 社会情勢により物価変動のある場合は、入学検定料、入学金及び学納金を変更又は増減することがある。

(登録料、聴講料及び履修料)

第52条 聴講生及び科目等履修生の登録料、聴講料、履修料及び実験実習費は、別表4のとおりとする。

(学納金等の不返還)

第53条 既に納入した入学検定料及び入学金は返還しない。

第14章 公開講座

(公開講座)

第54条 社会人の教養を高め地域文化の向上に貢献するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和43年2月19日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 経過措置

(1) 改正後の九州共立大学学則第11条（在学期間）及び第22条別表の規定（以下「改正後の規定」という。）は、昭和63年度の入学者（学士入学者及び編入学者を除く。以下同じ。）から適用し、昭和62年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(2) 改正後の規定は、昭和63年度の学士入学者又は編入学者から適用し、昭和62年度以前の学士入学者又は編入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 経過措置

(1) 平成元年3月31日在学する者で、同年4月1日以後引き続き在学する者に係る授業料の額は、改正後の学則別表学生納付金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(2) 平成元年4月1日以後において、転部又は復学した者（休学していた者を除く。）に係る授業料の額は、改正後の学則別表学生納付金の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

1 昭和63年度以前において、入学した者に係る授業料その他学納金の額は、改正後の授業料その他学納金の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	費 目	授 業 料	校 費	施 設 費	合 計
		年 額	年 額	年 額	年 額

経済学部	450,000円	51,000円	62,000円	563,000円
経済学部第二部	185,000円	20,000円		205,000円
工学部	550,000円	51,000円	103,000円	704,000円

- 2 この学則は、平成元年4月20日から施行する。ただし、改正後の学則別表中授業料その他学納金の項の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 経過措置
 - (1) 平成2年3月31日在学する者で、同年4月1日以後引き続き在学する者に係る授業料の額は、改正後の学則別表学納金の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。
 - (2) 平成2年4月1日以後において、転部し又は復学した者（休学していた者を除く。）に係る授業料の額は、改正後の学則別表学納金の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
 - (3) 改正後の学則第22条別表の規定（以下「改正後の規定」という。）は、平成2年度の入学者（学士入学者、編入学者で平成2年4月1日以後に旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、平成2年4月1日以前の在学者については、なお従前のおりとする。
 - (4) 学士入学者、編入学者で平成2年4月1日以前の入学者に係る学年に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 経過措置
 - (1) 第3条の規定に係わらず平成3年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度	
		平成3年度～平成11年度	
		入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	250人	1,000人
	経営学科	200人	800人

経済学部第二部	経済学科	100人	400人
工学部	機械工学科	80人	320人
	電気工学科	80人	320人
	土木工学科	80人	320人
	建築学科	80人	320人
	環境化学科	80人	320人
	開発学科	50人	200人

- (2) 学則第27条第2項の改正については、平成2年度の入学者（学士入学者、編入学者で、平成2年4月1日以後旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、平成2年4月1日前の在学者については、なお従前の例による。
- (3) 学則第22条第2項別表の(5)から(11)までの改正については、平成3年度の入学者（学士入学者、編入学者で、平成3年4月1日以後旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、平成3年4月1日前の在学者については、なお従前の例による。
- (4) 平成3年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者に係る授業料の額は、改正後の学則別表学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (5) 平成3年4月1日以後において転部し又は復学した者（休学していた者を除く。）に係る授業料の額は、改正後の学則別表学納金の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成3年10月30日から施行し、改正後の九州共立大学学則の規定は平成3年7月1日から適用する。
- 2 別表受験料は、入学金及び学納金（第48条）については、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 平成4年3月31日に在学するもので同年4月1日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、改正後の学則別表学納金の規定にかかわらずなお従前の例による。ただし、校費及び施設費については、改正後の規定の額とする。
- 4 平成4年4月1日以後において転部し又は復学したもの（休学していたものを除

く。)に係る授業料の額は、改正後の学則別表学納金の規定にかかわらず当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。ただし、校費及び施設費については、改正後の規定の額とする。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成5年9月9日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」については、平成5年度の入学者及び平成6年度の入学者であって平成6年4月1日以降に在学するものから適用する。
- 3 平成4年度以前の入学者は改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 学則第23条第3項別表の(1)から(3)までの改正については、平成6年度の入学者(学士入学者、編入学者で平成6年4月1日以後旧課程が適用される学年に入学者を除く。)から適用し、平成6年4月1日以前の在学者については、なお従前の例による。
(別科日本語研修課程学生の特例)
- 3 九州女子大学別科日本語研修課程の学生については、学則第50条別表及び第52条別表の規定にかかわらず、入学金については同表の額から10万円を控除した額とし、聴講料及び科目等履修料は1科目5,000円とする。

附 則

この学則は、平成6年4月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年6月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成6年10月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」については、平成5年度の入学者及び平成6年度の入学者並びに平成7年度の入学者であって平成7年4月1日以降に在学するものから適用する。
- 3 平成4年度以前の入学者は、改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成7年11月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」については、平成5年度以降の入学者で平成8年4月1日以降に在学する者から適用する。
- 3 平成4年度以前の入学者は、改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年7月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成8年10月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」については、平成9年度以降の入学者から適用する。
- 3 平成8年度以前の入学者は、改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 経過措置

(1) 第4条の規定にかかわらず平成12年度から平成16年度までの間の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科		年 度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		
経 済 学 部	経 済 学 科	245	995	240	985	235	970	230	950	225	930		
	経 営 学 科	195	795	190	785	185	770	180	750	175	730		
経済学部第二部	経 済 学 科	100	400	100	400	100	400	100	400	100	400		
工 学 部	機 械 工 学 科	77	317	74	311	71	302	68	290	65	278		
	電 気 工 学 科	77	317	74	311	71	302	68	290	65	278		
	土 木 工 学 科	78	318	76	314	74	308	72	300	70	292		
	建 築 学 科	80	320	80	320	80	320	80	320	80	320		
	環 境 化 学 科	76	316	72	308	68	296	64	280	60	264		
	開 発 学 科	49	199	48	197	47	194	46	190	45	186		

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 経過措置

(1) 第4条の規定にかかわらず、平成13年度から平成16年度までの間の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		
経済学部	経済学科	240	985	235	970	230	950	225	930		
	経営学科	190	785	185	770	180	750	175	730		
経済学部第二部	経済学科	100	400	100	400	100	400	100	400		
工学部	機械工学科	74	311	71	302	68	290	65	278		
	電気電子情報工学科	74	311	71	302	68	290	65	278		
	土木工学科	76	314	74	308	72	300	70	292		
	建築学科	80	320	80	320	80	320	80	320		
	環境化学科	72	308	68	296	64	280	60	264		
	地域環境システム工学科	48	197	47	194	46	190	45	186		

(2) 平成12年度以前に入学した者に対する改正後の学則第3条、第4条及び第30条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

(3) 平成13年度（2年次以上）及び平成14年度（3年次）に学士入学並びに編入学した者に対する学則第3条、第4条及び第30条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 経過措置

(1) 改正後の学則別表2については、平成13年度以降の入学生から適用する。

(2) 平成12年度以前の入学者は、改正後の学則別表2中「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年4月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年11月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年9月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則第30条第2項「取得できる免許状の種類」及び別表1教育課程については、平成15年度入学者（学士入学者、編入学者で平成15年4月1日以後に旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、同月1日前の在学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年11月11日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則第3条、第30条第2項及び別表1の規定は、平成17年度入学者（学士入学者、編入学者で平成17年4月1日以後に旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、同月1日前の在学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年5月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条、第30条第2項及び別表1の規定は、平成19年度入学者（学士入学者、編入学者で平成19年4月1日以降に旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、同日前の在学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第7条の改正規定は、平成18年4月1日から適用し、第50条別表2の改正規定は、同年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の学則第4条、第30条第2項、第36条、第37条、別表1及び別表2の規定は、平成20年度入学者（学士入学者、編入学者で平成20年4月1日以降に旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、同月1日前の在学者については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条、第30条第2項及び別表1の規定は、平成21年度入学者（学士入学者、編入学者で平成21年4月1日以降に旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、同日前の在学者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表1の規定は、平成21年度入学者（学士入学者、編入学者で平成21年4月1日以降に旧課程が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年7月24日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の学則第36条第2項及び別表1の規定は、平成22年度入学者（学士入学者、編入学者で平成22年4月1日以降に旧規定が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の学則第36条第2項及び別表1の規定は、平成23年度入学者（学士入学者、編入学者で平成23年4月1日以降に旧規定が適用される学年に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 学則第21条、第23条第3項、第30条及び第36条第2項の規定は、平成27年度入学者（学士入学者、編入学者で平成27年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1の規定は、平成28年度入学者（学士入学者、編入学者で平成28年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 教育課程（第23条第3項関係）

別表(1)

経済学部（○印は必修科目）

総合共通科目（30単位）

総合共通コア科目

○福原学(1)

教養教育科目

基礎領域

ステップアップ講座A(1)、ステップアップ講座B(1)

文化・芸術領域

文学の世界(2)、ことばの世界(2)、芸術の世界(2)、日本人論(2)、情報文化論(2)

歴史・社会領域

歴史を考える(2)、法と生活(2)、現代国家と法（日本国憲法）(2)、政治と国際問題(2)、暮らしと経済(2)、人権・同和教育(2)

人間・環境領域

人間と哲学(2)、科学を考える(2)、宇宙の科学(2)、生命と環境(2)、心の科学(2)

言語・異文化理解科目

日本語

○日本語表現法Ⅰ(1)、○日本語表現法Ⅱ(1)

英語

○英語Ⅰ(1)、○英語Ⅱ(1)、英語Ⅲ(1)、英語Ⅳ(1)、英語コミュニケーションⅠ(1)、英語コミュニケーションⅡ(1)

ドイツ語

ドイツ語Ⅰ(1)、ドイツ語Ⅱ(1)

フランス語

フランス語Ⅰ(1)、フランス語Ⅱ(1)

中国語

中国語Ⅰ(1)、中国語Ⅱ(1)

韓国語

韓国語Ⅰ(1)、韓国語Ⅱ(1)

異文化理解領域

異文化を考える(2)、海外研修(2)

情報教育科目

○情報処理演習Ⅰ(1)、○情報処理演習Ⅱ(1)、情報処理演習Ⅲ(1)、情報処理演習Ⅳ(1)

健康教育科目

スポーツA(1)、スポーツB(1)、健康の科学(2)、健康と栄養(2)

キャリア教育科目

キャリアデザイン領域

○職業とコミュニケーション(1)、○キャリアデザインⅠ(1)、○キャリアデザインⅡ(1)、○キャリアデザインⅢ(1)

キャリア発展領域

スキルアップ講座A(1)、スキルアップ講座B(1)、スキルアップ講座C(1)、スキルアップ講座D(1)、スキルアップ講座E(1)、スキルアップ講座F(1)、スキルアップ講座G(1)、スキルアップ講座H(1)、スキルアップ講座M(1)

別表(2)

スポーツ学部 (○印は必修科目)

総合共通科目 (30単位)

総合共通コア科目

○福原学(1)

教養教育科目

基礎領域

ステップアップ講座A(1)、ステップアップ講座B(1)

文化・芸術領域

文学の世界(2)、ことばの世界(2)、芸術の世界(2)、日本人論(2)、情報文化論(2)

歴史・社会領域

歴史を考える(2)、法と生活(2)、現代国家と法(日本国憲法)(2)、政治と国際問題(2)、暮らしと経済(2)、人権・同和教育(2)

人間・環境領域

人間と哲学(2)、科学を考える(2)、宇宙の科学(2)、生命と環境(2)、心の科学(2)

言語・異文化理解科目

日本語

○日本語表現法Ⅰ(1)、○日本語表現法Ⅱ(1)

英語

○英語Ⅰ(1)、○英語Ⅱ(1)、英語Ⅲ(1)、英語Ⅳ(1)、英語コミュニケーションⅠ(1)、英語コミュニケーションⅡ(1)

ドイツ語

ドイツ語Ⅰ(1)、ドイツ語Ⅱ(1)

フランス語

フランス語Ⅰ(1)、フランス語Ⅱ(1)

中国語

中国語Ⅰ(1)、中国語Ⅱ(1)

韓国語

韓国語Ⅰ(1)、韓国語Ⅱ(1)

異文化理解領域

異文化を考える(2)、海外研修(2)

情報教育科目

○情報処理演習Ⅰ(1)、○情報処理演習Ⅱ(1)、情報処理演習Ⅲ(1)、情報処理演習Ⅳ(1)

キャリア教育科目

キャリアデザイン領域

○職業とコミュニケーション(1)、○キャリアデザインⅠ(1)、○キャリアデザインⅡ(1)、○キャリアデザインⅢ(1)

キャリア発展領域

スキルアップ講座A(1)、スキルアップ講座B(1)、スキルアップ講座C(1)、スキルアップ講座D(1)、スキルアップ講座E(1)、スキルアップ講座F(1)、スキルアップ講座G(1)、スキルアップ講座H(1)、スキルアップ講座I(1)、スキルアップ講座J(1)、スキルアップ講座K(1)、スキルアップ講座L(1)

別表(3)

経済学部・スポーツ学部

留学生特別科目

初級日本語ⅠA(2)、初級日本語ⅠB(2)、初級日本語ⅠC(2)、初級日

本語 I D (2)、初級日本語 I E (2)、初級日本語 II A (2)、初級日本語 II B (2)、初級日本語 II C (2)、初級日本語 II D (2)、初級日本語 II E (2)、中級日本語 I (1)、中級日本語 II (1)、上級日本語 I (1)、上級日本語 II (1)、日本文化研修(2)、スキルアップ講座 N (1)、スキルアップ講座 O (1)、スキルアップ講座 P (1)、スキルアップ講座 Q (1)

別表(4)

経済学部 (○印は必修科目)

専門教育科目 (76単位)

コア科目群

○職業人入門(2)、経済学概論(2)、経営学概論(2)、簿記入門(2)、初級簿記(4)、職業と経済(2)、統計学入門(2)、ミクロ経済学入門(2)、マクロ経済学入門(2)、経済史(2)、会社入門(2)、会計入門(2)、企業経営入門(2)、商業の歴史(2)、日本経済論入門(2)、日本経済史(2)、マクロ経済学(2)、ミクロ経済学(2)、統計学(2)、経済とデータ分析(2)、経済学特講 I (2)、経営学特講 I (2)、経済学特講 II (2)、経営学特講 II (2)

領域科目群

会社法(2)、金融と会計(2)、財政学入門(2)、民法(総則・物権)(2)、中級簿記(4)、イベント論(2)、環境のビジネス(2)、人口学(2)、非営利組織論(2)、憲法(2)、数的処理(2)、スポーツビジネス入門(2)、ビジネス実務総論 A (2)、日本経済論(2)、金融論入門(2)、商法総則(2)、経済政策入門(2)、環境経済学入門(2)、財政学(2)、民法(債権)(2)、上級簿記(4)、産業組織論入門(2)、経済統計(2)、経済学史(2)、公共経済学入門(2)、経営史(2)、北九州の自然と環境(2)、公共マネジメント論(2)、販売管理論(2)、ビジネスと ICT (2)、ビジネスのデザイン(2)、スポーツビジネス(2)、スポーツコーチング(2)、スポーツビジネス実践(2)、ビジネス実務総論 B (2)、金融論(2)、西洋経済史(2)、地域経済論(2)、経済政策(2)、環境経済学(2)、公共経済学(2)、租税制度(2)、スポーツマネジメント(2)、スポーツ施設管理(2)、近代日本経済史(2)、東洋経済史(2)、行政法(作用法・組織法)(2)、労働と法(2)、環境科学(2)、民法(親族・相続)(2)、地方自治体の財政(2)、日本経営史(2)、管理会計論(2)、流通管理論(2)、ビジネスコーチング(2)、経営者論(2)、経営戦略論(2)、マーケティング論(2)、経営組織

論(2)、スポーツビジネスインターンシップ(2)、サービス実務総論(2)、
ビジネス実務演習A(2)、ビジネス法務(2)、国際金融論(2)、人的資源
管理論(2)、都市経済学(2)、社会保障論(2)、国際経済学(2)、税務会
計論(2)、経営管理論(2)、財務管理論(2)、地域とスポーツ(2)、ス
ポーツと法(2)、企業と社会(2)、産業組織論(2)、交通論(2)、ゲーム
理論(2)、会計監査論(2)、医療・福祉マネジメント(2)、行政法(救済
法)(2)、生産管理論(2)、ビジネス実務演習B(2)、サービス実務演習
(2)

実践科目群

ワークショップA(2)、ワークショップB(2)、ワークショップC(2)、
ワークショップD(2)、研究会A(2)、研究会B(2)、研究会C(2)、研
究会D(2)、研究会E(2)、研究会F(2)、研究会G(2)、研究会H(2)、
研究会I(2)、研究会J(2)、研究会K(2)、研究会L(2)、卒業研究
(4)

ゼミナール科目群

○ゼミナール入門(2)、○ゼミナールⅠ(2)、○ゼミナールⅡ(2)、○ゼ
ミナールⅢ(2)、○ゼミナールⅣ(2)、○ゼミナールⅤ(2)

別表(5)

スポーツ学部 (○印は必修科目)

専門教育科目 (76単位)

共通科目

○解剖生理学(2)、衛生学及び公衆衛生学(2)、スポーツ運動学(運動方
法学を含む。)(2)、○スポーツ指導論(2)、○スポーツ生理学(2)、ス
ポーツバイオメカニクス(2)、○スポーツ社会学(2)、スポーツ心理学
(2)、スポーツ医学(2)、スポーツ栄養学(2)、体力トレーニング論(2)、
発育発達老化論(2)、スポーツの歴史と文化(2)、スポーツ統計学(2)、
レクリエーション論(2)、トレーニング実習(1)、体力測定評価法実習
(1)、救急法実習(1)、テーピング実習(1)、運動生理学実験(1)、ス
ポーツ動作解析法(1)、スポーツクラブのマネジメント(2)

専攻コース科目

(スポーツ総合コース)

スポーツ学概論(2)、コーチング各論A(2)、コーチング各論B(2)、
コーチング実習(1)、コーチングシステム論(2)、トレーニング計画論

(2)、スポーツ戦術論(2)、スポーツ方法論(2)、レジスタンストレーニング実習(1)、メンタルトレーニング演習(2)、スポーツパフォーマンス測定実習(1)、スポーツゲーム分析演習(2)、スポーツ栄養指導演習(2)、地域スポーツ論(2)、障害者とスポーツ(2)

(スポーツ教育コース)

スポーツ教育概論(2)、学校体育のマネジメント(2)、学校体育指導演習(2)、器械運動指導法(体づくり運動を含む。)(1)、陸上競技指導法(1)、水泳指導法(1)、球技指導法A(1)、球技指導法B(1)、ダンス指導法(1)、武道指導法(1)、学校保健Ⅰ(学校安全を含む。)(2)、学校保健Ⅱ(小児保健・精神保健を含む。)(2)、学校保健指導演習(2)、社会体育論(2)、ジュニアスポーツ論(2)、ジュニアスポーツ指導演習(2)

(スポーツトレーナーコース)

アスレティックトレーナー概論(2)、機能解剖学Ⅰ(2)、機能解剖学Ⅱ(2)、スポーツ傷害論Ⅰ(2)、スポーツ傷害論Ⅱ(2)、コンディショニング論(2)、コンディショニング演習(2)、身体機能評価法(2)、スポーツ傷害評価法(2)、リハビリテーション論(2)、アスレティックリハビリテーション論(2)、アスレティックリハビリテーション演習(2)、スポーツ内科学(2)、アスレティックテーピング(1)、アスレティックトレーニング現場実習Ⅰ(1)、アスレティックトレーニング現場実習Ⅱ(1)、アスレティックトレーニング現場実習Ⅲ(1)、アスレティックトレーニング現場実習Ⅳ(1)、アスレティックトレーニング現場実習Ⅴ(1)、アスレティックトレーニング現場実習Ⅵ(1)

(健康フィットネスコース)

健康フィットネス概論(2)、健康づくり運動理論(2)、健康づくり運動実技(1)、運動器の構造と機能(2)、健康医科学論(2)、スポーツカウンセリング論(2)、運動生理学(2)、生活習慣病概論(2)、運動負荷試験(2)、運動プログラムの管理(2)、介護と福祉のフィットネスプログラム(2)、健康栄養指導演習(2)、アクアエクササイズ(1)、エアロビックエクササイズ(1)、健康産業施設実習(2)

専門演習科目

○スポーツゼミナール(4)、○卒業研究(8)

スポーツ実技科目

体操(体づくり運動を含む。)(1)、器械運動(1)、陸上競技A(1)、陸

上競技B(1)、水泳(1)、バスケットボール(1)、バレーボール(1)、サッカー(1)、ハンドボール(1)、ラグビー(1)、ソフトボール・野球(1)、テニス(1)、バドミントン(1)、ダンス(1)、剣道(1)、柔道(1)、レクリエーション実技(1)、エアロビックダンス(1)、キャンプ(1)、マリンスポーツ(1)、スノースポーツ(1)

別表(6)

経済学部

自由選択科目 (18単位)

生涯学習と社会教育(2)、生涯学習・社会教育の指導者(2)、社会教育計画の立案(2)、社会教育施設の経営(2)、社会教育実習(2)、社会教育演習(2)、インターンシップ(企業研修)(2)、教職論(2)、教育原論(2)、教育史(2)、教育心理学(2)、教育制度論(2)、教職総合講義(2)、教職発展ゼミナール(2)

別表(7)

スポーツ学部

自由選択科目 (18単位)

生涯学習と社会教育(2)、生涯学習・社会教育の指導者(2)、社会教育計画の立案(2)、社会教育施設の経営(2)、社会教育実習(2)、社会教育演習(2)、インターンシップ(企業研修)(2)、教職論(2)、教育原論(2)、教育史(2)、教育心理学(2)、教育制度論(2)、教職総合講義(2)、教育課程論(2)、道德教育指導法(2)、教育方法論(2)、生徒・進路指導論(2)、教育相談(2)、教職発展ゼミナール(2)

別表(8)

経済学部

教科に関する専門教育科目 (自由科目)

日本史(2)、西洋史(2)、東洋史(2)、自然地理学概論(2)、地誌学(2)、人文地理学概論(2)、法律学概論(国際法を含む。)(2)、哲学概論(2)、倫理学概論(2)、職業指導(4)

教職に関する専門教育科目 (自由科目)

教育方法論(2)、商業科教育法(4)、社会科・地理歴史科教育法(4)、社会科・公民科教育法(4)、道德教育指導法(2)、教育課程論(2)、生徒・進路指導論(2)、教育実習Ⅰ(2)、教育実習Ⅱ(2)、事前事後指導(1)、教育相談(2)、教職実践演習(中・高)(2)

別表(9)

スポーツ学部

教職に関する専門教育科目（自由科目）

保健体育科教育法Ⅰ(2)、保健体育科教育法Ⅱ(2)、保健体育科教育法Ⅲ(2)、保健体育科教育法Ⅳ(2)、教育実習Ⅰ(2)、教育実習Ⅱ(2)、事前事後指導(1)、教職実践演習(中・高)(2)

別表2 入学検定料、入学金及び授業料等（第50条関係）

○入学検定料 経済学部・スポーツ学部 28,000円

大学入試センター試験利用者 14,000円

ただし、第15条の規定により選抜試験を受験する者のうち、自由ヶ丘高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生については、本表入学検定料を全額免除とする。

○入 学 金 経済学部 200,000円

スポーツ学部 220,000円

ただし、1 第16条の規定により入学を許可された者のうち、

(1) 福原学園が設置する大学（大学院を含む。）、短期大学（専攻科を含む。）、及び高等学校（専攻科を含む。）の同窓生（卒業生）の子女については、本表入学金の半額とする。

(2) 自由ヶ丘高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生ですべての入学試験で入学する者は入学金を全額免除とする。

2 第17条の規定により学士入学を許可された者のうち、九州共立大学及び九州女子大学を卒業した者の入学金については、本表の半額とする。

3 第18条の規定により編入学を許可された者のうち、九州共立大学及び九州女子大学を中途退学した者ならびに九州女子短期大学を卒業した者の入学金については、本表の半額とする。

○授業料その他学納金

学 部	費 目	授 業 料	教 育 充 実 費	施 設 費	合 計
		年 額	年 額	年 額	年 額
経 済 学 部		562,000円	104,000円	184,000円	850,000円
ス ポ ー ツ 学 部		720,000円	134,000円	226,000円	1,080,000円

ただし、第16条の規定により入学を許可された者のうち、自由ヶ丘高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生ですべての推薦入試及びAO入試の入学試験で入学する者は、授業料を半額免除、すべての一般入試及びセンター試験利用の入学試験で入学する者は施設費を全額免除とする。

別表3 研究生及び研修員の納付金（第51条関係）

研究生及び研修員の納付金は、選考料、入学金及び授業料とする。

授業料は、原則として4月及び9月の2回に分けて納入するものとする。ただし、申出により月毎に分けて納入することができる。

○研究生

学 部	区 分	選 考 料	入 学 金	授 業 料 (年額)	合 計
経 済 学 部	卒 業 生	10,000円	80,000円	278,000円	368,000円
	そ の 他	10,000円	80,000円	371,000円	461,000円
工 学 部	卒 業 生	10,000円	100,000円	407,000円	517,000円
	そ の 他	10,000円	100,000円	542,000円	652,000円
ス ポ ー ツ 学 部	卒 業 生	10,000円	80,000円	278,000円	368,000円
	そ の 他	10,000円	80,000円	371,000円	461,000円

○研修員

学 部	選 考 料	入 学 金	授 業 料 (年額)	合 計
経 済 学 部	10,000円	80,000円	371,000円	461,000円
工 学 部	10,000円	100,000円	542,000円	652,000円
ス ポ ー ツ 学 部	10,000円	80,000円	371,000円	461,000円

別表4 登録料、聴講料及び実験実習費（第52条関係）

(1) 聴講生

○登録料		10,000円
○聴講料	1単位につき	5,000円
○実験実習費	1単位につき	5,000円

ただし、実験実習を伴う場合のみ納付。

(2) 科目等履修生

○登録料		20,000円
○履修料	1単位につき	10,000円

九州女子短期大学専攻科の学生が科目等履修生になった場合は、登録料、履修料を免除する。

ただし、教職専門科目の履修料は徴収する。

変更事項を記載した書類

変更の事由及び変更点

九州共立大学大学院の設置に伴い、九州共立大学学則を次のとおり変更するものです。

1. 第3条の2を次のとおり加える。

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(事由) 九州共立大学において、大学院を設置するため。

2. 第8条第2項に「大学院研究科委員会」を加える。

(事由) 大学院研究科委員会を設置し、教授会組織とするため。

3. 附則として次のとおり加える。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(事由) 施行日を明確にするため。

九州共立大学学則の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(学部、学科) 第3条 本学に次の学部、学科を置く。 (1) 経済学部 経済・経営学科 (2) スポーツ学部 スポーツ学科</p> <p><u> (大学院)</u> 第3条の2 本学に大学院を置く。 2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(経済学部の人材養成及び教育研究上の目的等) 第3条の3 (略)</p> <p>(スポーツ学部の人材養成及び教育研究上の目的等) 第3条の4 (略)</p> <p>(教授会) 第8条 本学に、教授会を置く。 2 本学における教授会とは、学部教育運営委員会、<u>大学院研究科委員会、</u> 共通教育センター教育運営委員会、全学教育運営委員会、教員人事計画委 員会及び入学試験委員会をいう。 3 前項の委員会に関する事項は、別に定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>この学則は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(学部、学科) 第3条 本学に次の学部、学科を置く。 (1) 経済学部 経済・経営学科 (2) スポーツ学部 スポーツ学科</p> <p>(経済学部の人材養成及び教育研究上の目的等) 第3条の2 (略)</p> <p>(スポーツ学部の人材養成及び教育研究上の目的等) 第3条の3 (略)</p> <p>(教授会) 第8条 本学に、教授会を置く。 2 本学における教授会とは、学部教育運営委員会、共通教育センター教育 運営委員会、全学教育運営委員会、教員人事計画委員会及び入学試験委員 会をいう。 3 前項の委員会に関する事項は、別に定める。</p>

九州共立大学大学院研究科委員会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、九州共立大学学則（昭和42年学園規則第1号）第8条第2項及び九州共立大学大学院学則（平成30年学園規則第1号）第15条第2項の規定に基づき、九州共立大学大学院の研究科委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 研究科委員会は、研究科に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

（審議事項）

第3条 研究科委員会は、研究科の教育研究に関する次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- （1） 学生の修了又はその他の学生の在籍に関する事項
- （2） 学位の授与に関する事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（招集及び議長）

第4条 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に支障あるときは、研究科長が指名する教育職員が議長となる。
- 3 研究科委員会の招集は、原則として開催日の2日前までに議事事項を付し通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（会議の開催等）

第5条 研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 研究科委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 構成員が支障あるため出席できないときは、あらかじめ書面により議長への委任状を提出しなければならない。この場合において、委任状を提出した者は、出席とみなす。

（議事録）

第6条 研究科長は、議事録を作成し、次回の会議において承認を得なければならない。

（事務）

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

九州共立大学教員人事計画委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、九州共立大学学則（昭和42年学園規則第1号）第8条及び福原学園大学教員人事計画委員会規則（平成18年学園規則第23号）第11条第2項の規定に基づき、九州共立大学教員人事計画委員会（以下「委員会」という。）の組織、議事の手続きその他必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- （1） 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
- （2） 福原学園大学教員人事計画委員会からの諮問事項
- （3） その他、教育研究業績に関する重要事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1） 学長
 - （2） 副学長
 - （3） 各学部長
 - （4） 研究科長
 - （5） 共通教育センター所長
 - （6） 各学部から推薦された教育職員 各1名
 - （7） 研究科から推薦された教育職員 1名
 - （8） 共通教育センターから推薦された教育職員 1名
- 2 前項に定める委員のほか、学長が必要と認めた職員を委員に加えることができる。

（任期）

第4条 前条第1項第5号、第6号及び第2項に定める委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

(委員以外の職員の出席)

第7条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(審査部会)

第8条 委員会に、教育研究業績等の審査を行うため、次の各号に掲げる学部等審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。

(1) 経済学部審査部会

(2) スポーツ学部審査部会

(3) スポーツ学研究科審査部会

(4) 共通教育センター審査部会

2 審査部会は、別に定めるところにより、委員長が指名した審査委員をもって構成する。

3 審査部会に審査部会長を置き、委員長が指名する。

4 審査部会が審査した事項について委員会の審議に付さなければならない。

5 審査部会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、学長が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、法人事務局総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

九州共立大学入学者選抜規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、九州共立大学学則（昭和42年学園規則第1号）第8条及び第15条及び九州共立大学大学院学則（平成30年学園規則第1号）第19条の規定に基づき、九州共立大学（以下「本学」という。）の入学者の選抜に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入学試験委員会）

第2条 本学に、入学者選抜のための入学試験（以下「入試」という。）に関する事項を審議することを目的として、入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第3条 入試委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1） 入試の基本方針に関する事項
- （2） 入試の合格基準に関する事項
- （3） 入試の合否判定に関する事項
- （4） 学長が定める審議事項
- （5） その他入試に関する重要な事項

（組織）

第4条 入試委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1） 学長
- （2） 副学長
- （3） 各学部長
- （4） 研究科長
- （5） 共通教育センター所長
- （6） 教務部長
- （7） 学生支援部長
- （8） 各学科長
- （9） 各学部から推薦された教育職員 各2名
- （10） スポーツ学研究科から推薦された教育職員 2名
- （11） 入試問題委員長及び入試問題委員 2名
- （12） その他学長が必要と認めた職員

2 前項第9号、第10号及び第12号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 入試委員会に委員長（以下「入試委員長」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 入試委員長は、委員会を主宰する。

3 入試委員長に事故あるときは、入試委員長があらかじめ指名した職員がその職務を代行する。

(委員以外の職員の出席)

第6条 入試委員会は、必要に応じて、委員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事)

第7条 入試委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 入試委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(報告)

第8条 学長が合格者を決定したときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

(入試問題委員会)

第9条 入試の実施に関する業務を分掌させるため、入試委員会の下に入試問題委員会を置く。

(入試問題委員会の業務)

第10条 入試問題委員会は、入試問題に係る次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 試験問題の作成に関すること。

(2) 試験問題の校正に関すること。

(3) 試験問題の採点に関すること。

(4) 試験成績の報告に関すること。

(5) その他試験問題及び採点に関し、入試委員会の委嘱を受けた事項

(入試問題委員会の組織)

第11条 入試問題委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 入試問題作成者

(2) 各学部から学長が推薦した教育職員 各2名

2 入試問題委員会に委員長を置き、入試委員長が指名した者をもって充てる。

3 入試問題委員会に関し必要な事項は、入試問題委員会が別に定める。

(試験実施本部等)

第12条 入学者選抜試験の実施のため、本学に試験実施本部及び試験場本部を置く。

2 試験実施本部及び試験場本部に本部長を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

試験実施本部 学長

試験場本部 教務部長

3 前項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(編入学、学士入学)

第13条 編入学及び学士入学については、この規程を準用する。

(外国人入学、帰国子女、社会人入学)

第14条 外国人入学、帰国子女入学及び社会人入学選考については、別に定めるもののほか、この規程による。

(事務)

第15条 入学者の選抜に関する事務は、入試広報課において処理する。

附 則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年2月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月17日から施行し、同年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。